

鳥インフルエンザの発生防止にご協力を

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって国内に持ち込まれ、渡り鳥の糞に触れた野生動物や人などを介して養鶏場に侵入します。渡り鳥の移動が本格化しているこの季節は、養鶏場への侵入リスクが高い状況です。本病の発生は、養鶏場だけでなく、地域経済にも大きなダメージを与えますので、発生防止にご協力をお願いします。

○弱った鳥や死んだ鳥を含む野生動物を不用意に触らない

→例年、野鳥や野生動物(キツネやタヌキなど)から鳥インフルエンザウイルスが確認されており、ウイルスが手や衣服、靴底などに付着する可能性があります。

○養鶏場など家きんがいる施設に立ち入らない

→服や靴に付着したウイルスが、人や物を介して侵入する可能性があります。

【お問い合わせ先】

北海道渡島家畜保健衛生所
電話 0 1 3 8 - 4 9 - 5 4 4 4

毒キノコによる食中毒に注意しましょう

例年、秋頃に毒キノコを食用キノコと誤認して採取、食べたことによる食中毒が多く発生しています。道内でも、テングタケやツキヨダケ等による食中毒が発生しています。

○知らないキノコは、採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

○種類ごとに区別して持ち帰り、調理前にもう一度、食べられるキノコか確認しましょう(食用キノコの中に毒キノコが混ざっていることがあります)。

○誤った言い伝えを信じてはいけません(「縦に割けるキノコは食べられる」などの言い伝えは誤りです)。

【お問い合わせ先】

北海道渡島保健所生活衛生課食品保健係
電話 0 1 3 8 - 4 7 - 9 5 5 2

個別的労使紛争あっせん制度のご案内

解雇や賃金未払い、ハラスメントなどの労働問題で悩んでいませんか？ 北海道労働委員会では、労働問題に詳しい経験豊かな「あっせん員」が、当事者双方からお話を聞き、問題点を整理した上で助言等を行い、歩み寄りによる解決を図る「あっせん」を行っています。「あっせん」の利用は無料で、迅速な解決を目指します。

詳しくは「北海道労働委員会 個別あっせん」と検索するか、北海道労働委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

北海道労働委員会事務局調整課
電話 0 1 1 - 2 0 4 - 5 6 6 7

世帯と人口(9月1日現在)

() は前月比

世帯数 1,868 世帯(+3)

男 1,613 人 (-5) 女 1,810 人(+4)

計 3,423 人 (-1)

65歳以上の人口1,436人(高齢化率42.0%)

おくやみもうしあげます

氏名	享年	住所
小澤 政子さん	79歳	宮浜
藤森 進さん	82歳	宮浜

(注)おくやみ欄の掲載は、ご家族等の掲載承諾をいただいで載せています。